

## 公益社団法人移行の年を迎えて

理事長 新 野 宏

日本気象学会は1941年7月に文部省（当時）の認可を受け、同年8月11日より72年近くにわたって社団法人として活動を行ってまいりましたが、2006年6月に公益法人制度改革関連3法が成立（2008年12月1日施行）したことに伴い、従来の法人は経過措置として、特例民法法人としての活動は許されるものの、2013年11月30日までに、一般社団法人あるいは公益社団法人に移行することが必要となりました。

学会では2007年5月から、総合計画担当理事の下に公益法人移行検討ワーキンググループ（WG）を設置し、様々な角度から公益法人への移行の可否について検討を行い、概ね移行を可とする検討結果を得ました。WGでの検討結果を受け、理事会において慎重に検討を進め、新制度の下で社会的に信用のある法人として活動するためには公益認定を受ける必要があること、また、認定により、学会事業の多くが原則非課税、寄付に関しても優遇税制を受けることが可能となること等から、公益社団法人への移行を目指すという結論を得ました。その後、法律ならびに会計専門家の助言を受けながら準備を進めてまいりました。

昨年（2012年）5月の総会で公益社団法人への移行と新法人の定款案・細則案をご承認いただき、同年8月7日に内閣府公益認定等委員会に公益認定の申請を行いました。同委員会から指示された定款案・細則案に関する軽微な修正につきましても、臨時総会（2012年12月）でご承認頂きましたことから、本年（2013年）4月1日付での公益社団法人化が認められることとなりました。5年以上にわたる準備作業に献身的に携わられた藤谷理事を始めとするWGの皆様、萩原前事務局長、田沢事務局長を始めとする事務局の皆様、さらに、支部会計の統合にご協力いただいた支部の皆様へ深く感謝申し上げる次第です。

公益社団法人化に伴い、制度上もいくつかの重要な変更が生じます。従来、個人会員は会員資格（通常あるいは特別）を自由に選択し、通常会員のみが総会決

議や役員選挙に参加する権利と義務を持つ「社員」でしたが、新法人ではすべての個人会員が社員となります。このため、総会の成立をはじめ、学会の運営を円滑に行うためには、すべての会員の皆様が自覚を持って「社員」としての権利を行使し、また義務を果たしていただくことが必要となります。さらに、理事定数の上限が27名から20名となり、業務執行はすべて理事会で行うようになるため、遠隔会議システムの導入等、理事会の運営にも変化が生じます。また、支部との連携を強化するため支部長会議を新設します（詳しくは「天気」2012年7月号総会資料参照）。

学会が公益認定を受けることができたのは、その事業が「学術及び科学技術の振興を目的とする」ためです。「気象学、大気科学等の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学協会等と協力して、学術及び科学技術、並びに文化の振興及び発展に寄与する」（新定款第3条）ことが学会の最大の目的であり、それ自身が重要な社会貢献であることに変わりはありません。しかしながら、公益目的事業とは「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」（公益認定法第2条）とされており、単に学会員相互の研鑽や学術交流だけでは公益事業とは見なされないこととなります。

気象学会は他の学会に先駆けて、英文論文誌気象集誌（JMSJ）を2002年3月から、英文レター誌 SOLA を2005年1月から、「天気」を2007年4月から無料で一般に公開してきているほか、公開気象講演会や夏季大学、支部講演会などを通して気象学の振興に貢献してきています。学会が関わる大気現象や地球環境に関する研究成果は、気象災害の防止・軽減や地球環境問題への対策に直結するものであります。会員の皆様には、以前にも増して優れた研究成果を上げると共に、その成果を社会に生かす活動にも積極的に取り組んでいただければと思います。公益法人化が実現する本年を、気象学会と会員の皆様の研究・教育・業務の新たな飛躍の年にしていただければと祈念する次第です。